

レアメタル等リサイクル資源特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年9月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.5 + 5.0) / 2 = 4.8$

4.8

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

	評価指標	進捗度	評点
1	特区に搬入されたリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量(秋田県内)	93%	4
2	特区に搬入されたリサイクル対象となる金属系使用済製品(廃棄板等の副産物を含む)の搬入量(国内、アジア地域)	150%	5

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 1 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 4.5$

4.5

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

5.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii)の平均値 $(3.3 + 4.0 + 4.0) / 3 = 3.8$

3.8

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置(事項)

・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限緩和(概要)

・国との協議の結果、特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては産業廃棄物管理票(マニフェスト)の送付期限を緩和するという提案について、自治体の運用により、生活環境保全上の支障が生じない範囲で送付期限を越えての金属系使用済製品の保管も可能であることが確認できたが、具体的な検討には至っていない。

(規制所管府省(環境省)の評価(参考意見))

・特になし

専門家による評価の平均値

3.3

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.0

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

4.5

- ・これまで、小型家電リサイクルの全国展開を先導する取組みを行ってきており、それゆえに直面する困難な課題に対して、精力的に対応しようとする姿勢が評価できる。
- ・県内での小型家電の回収量は頭打ちであり、実施スケジュールでも提示している、回収効率のための施策検討、不燃系混合廃棄物の分別などの独自の取組みでの特区制度の利用が期待される。
- ・太陽光発電以外にも、EV関係なども含め、将来的に廃棄量の増加が見込まれる製品はあると思われる。これらの将来の潜在的な金属製使用済み製品群を明確し、その課題調査を進めていただきたい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.5

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.8+3.8+4.5)/3=4.4$

4.4

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。